

## 目 次

会期日程	.....	1
議決一覧	.....	2

### ◇ 7月12日（月）

出欠議員氏名	.....	3
地方自治法第121条による出席者	.....	4
開 会	.....	5
会議録署名議員の指名	.....	5
会期の決定	.....	5
議案一括上程	.....	6
市長の提案理由の説明	.....	6
議案質疑	.....	7
討論・採決	.....	44
閉 会	.....	49

## 令和3年第2回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期 1 日間 7月12日

日次	月　日	開議時刻	区分	日　　程
第1日	7月12日(月)	午後2時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案一括上程、提案理由説明
		本会議後	委員会	合同常任委員会（議案の詳細説明）
		委員会後	本会議	議案質疑、討論・採決、閉会

## 令和3年第2回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第56号	令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）	7月12日	原案可決
議案第57号	財産の無償貸付について	7月12日	原案可決

令和3年第2回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	令和3年7月12日				
招集場所	嬉野市議会議場				
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年7月12日 午後2時00分			議長 田中政司
	閉会	令和3年7月12日 午後5時00分			議長 田中政司
応(不応)招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名 出欠
	1番	山口卓也	出	9番	森田明彦 出
	2番	諸上栄大	出	10番	辻浩一 出
	3番	諸井義人	出	11番	山口忠孝 出
	4番	山口虎太郎	出	12番	山下芳郎 出
	5番	宮崎一徳	欠	13番	山口政人 出
	6番	宮崎良平	出	14番	芦塚典子 出
	7番	川内聖二	出	15番	梶原睦也 出
	8番	増田朝子	出	16番	田中政司 出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	
	副市長	池田英信	統括保健師	
	教育長		子育て未来課長	
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	
	総合戦略推進部長	三根竹久	農業政策課長	
	市民福祉部長		茶業振興課長	
	産業振興部長	中村はるみ	観光商工課長	福田正文
	建設部長	井上元昭	建設・農林整備課長	
	教育部長		新幹線・まちづくり課長	松尾憲造
	観光戦略統括監	近藤光則	環境下水道課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	教育総務課長	
	財政課長	山口貴行	学校教育課長	
	税務課長		会計管理者兼 会計課長	
	企画政策課長		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長		農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	白石伸之		

## 令和3年第2回嬉野市議会臨時会議事日程

令和3年7月12日（月）

本会議第1日目

午後2時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第57号 財産の無償貸与について

日程第5 議案質疑

議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 財産の無償貸与について

日程第6 討論・採決

議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 財産の無償貸与について

---

### 午後2時 開会

○議長（田中政司君）

皆さんこんにちは。本日は令和3年第2回嬉野市議会臨時会に御出席をいただきまして御苦労さまでございます。

本日は議席番号5番宮崎一徳議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に13番山口政人議員、14番芦塚典子議員、15番梶原睦也議員を指名いたします。

日程第2. 嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月8日に開催された議会運営委員会の協議のとおり、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。御了承ください。

日程第3. 議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）と、日程第4. 議案第57号 財産の無償貸付についてとの、2件議案を一括して議題といたします。朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆さんこんにちは。本日、令和3年嬉野市議会臨時会第2回の開会に当たりまして、議員の皆様の日頃の御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対する御理解、御協力に厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、今臨時会に提出をいたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。提出案件は、補正予算1件、財産の無償貸付1件、合計2件について、御審議をお願いするものでございます。

議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに1億1,501万5,000円を追加し、補正後の予算総額を190億6,540万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、市内経済が停滞している状況を鑑み、現在市内で利用されている「うれしかーど」を活用し、市内経済の活性化と市民の生活支援を図るものでございます。

なお、今回の経済対策に係る補正予算の財源としましては、国の地方創生臨時交付金の配分額未充当分を全額充当するとともに、残額を財政調整基金から繰り入れることとしております。

次に、議案第57号 財産の無償貸付についてにつきまして、御説明を申し上げます。嬉野温泉駅周辺整備事業は、官民連携でのまちづくりを進めておりまして、このたび、貸付予定となっている土地について、一定期間無償貸付を行うことで事業を円滑に進めることができるよう、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、本議会に提案いたしました議案等につきまして、概要説明を終わります。各議案の詳細な内容につきましては、この後、担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

お諮りします。議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）と議案第57号 財産の無償貸付についてとの2件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）と議案第57号 財産の無償貸付についてとの2件につきましては委員会付託を省略する

ことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時5分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（田中政司君）

会議を再開します。

日程第5. 議案質疑を行います。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

まず、議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

4ページ、歳入、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金と、5ページ、歳入、19款、繰入金、2項、基金繰入金について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで歳入第15款、国庫支出金、2項、国庫補助金と、歳入、19款、繰入金、2項、基金繰入金についての質疑を終わります。

次に6ページ、歳出、7款、商工費、1項、商工費について質疑を行います。質疑はありませんか。川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

それでは、質問をしたいと思いませんけれども、嬉野市の経済対策といたしまして、支援策といたしまして、今回このポイントカード活用事業を出していただいたんですけども、何点かお伺いいたします。

今回、「うれしかーど」のほうで1人当たり5,000円分の支援対策を行われますけれども、この「うれしかーど」を使われた理由をひとつお伺いしたいと思います。

それと、現在「うれしかーど」を利用されている加盟店というのが36店舗プラスアルファということでお伺いいたしましたけれども、市長自体は100店舗ほどを目指すということでしたけれども、これまで店舗数が少なかった、要するに加盟店が少なかった理由がお分かりになられればお話を伺いしたいと思います。

それと、今回18歳以上が対象ということなんですけれども、なぜ18歳以上なのか、市民全員ではなかったのかをお伺いいたします。

それと、加盟される店舗というのは、市内にあります大型店舗も加盟できるのか。もししくは、某大型の商業施設とか大きな薬局、そして、塩田町にある商業施設等も、この嬉野温泉商店サービス会の「うれしかーど」のほうに加盟できるのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

4点ほどお尋ねをいただいたというふうに思います。

「うれしかーど」を選んだ理由、それと加盟店の少ない理由、それと18歳以上としたのはどういったことかと、それと大型店舗等の加盟はどうかということかと思います。

まず1点目の、「うれしかーど」を選んだ理由といたしましては、従来、経済対策でクーポン券とか地域振興券という形で行ってきたことも多々あったかと思います。これにつきましては、その都度、そのクーポン券、地域振興券を対応できる、いわゆる加盟店の募集をかけて、なおかつ、複製等ができないような処理を、クーポン券、いわゆるチケットに施してということで、手前準備に相当な時間を要しておったと。当然、そういう準備をする以上、そこにも予算を投入しなければならないと。それで、それを使われた後はその後処理にも人手がかかりますので、当然人件費もそこで対応することになってまいりということで、いずれの紙ベースの券につきましては、どうしても時間と費用が本身で取っていただく部分を食べてしまう部分がございます。それを今回、この「うれしかーど」を活用することによって、それらの費用なり時間なりの短縮をしたい、少なくしたいということで、この「うれしかーど」を選択したと。

ほかには、この「うれしかーど」が、議員御存じのとおり、地域のお店が運営されているポイントカードということですので、ぜひ今回の経済対策につきましては地域の店舗がしっかりと対応で取っていただきたいと。なおかつ、それを取るには、地域の各個店の魅力も十分に発揮していただきながら、ぜひ市民の皆様を迎えていただきたいという思いの中で「うれしかーど」を選んだということでございます。

加盟店が少ない理由はということでございますが、やっぱり各店舗、当然経営をなさっていますので、各店舗が付与する経費と自分のところに返ってくる分と見合いで、なかなか継続ができなかったという点があるのかなという点と、あとは店舗の自然減ですね。後継者がいないとか、もう廃業されたとかいう形の中で減ってきていたのかなというふうに類推をいたしているところでございます。

18歳未満の市民への付与はということでございますが、18歳までの方につきましては、福祉関係の事業等で手当てをしている部分もございますので、今回、経済対策ということでは18歳以上の方を対象といたしたいということでございます。

現在の加盟店以外の店舗での加盟はということでございましたが、この加盟の可否につきましては、嬉野温泉商店サービス会のほうで判断をなされるというふうに聞いております。先ほども申しましたように地域のお店の集まりということもございますので、そのサービス

会のほうで加盟の可否については判断されるというふうに思っておりますので、この場での、いわゆる大型店舗の加盟の有無につきましては答弁が難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

説明で大体分かりましたけれども、最初のクーポン券に関しましては人件費と時間等がかかるということなんですねけれども、今後9月までということでまだ準備期間が、この「うれしかーど」に関してもこれから準備されなければならないと思っているんですね、加盟店を、先ほど申しましたように100店舗ほどに増やして、とにかく店舗が増えない限りは、この予算が経済対策としてお店のほうにはお金が回らないもんですから、36店舗だけでは、この店だけでしか使えないということですから、いろんな職種の、事業所さんでも活用できるような形を今からつくっていかなければならぬと思うんですよ。そういうのに関してちょっとクエスチョンなところであるんですけども、時間がかかるというところに関しては違うんじゃないかなと思ったんですけれども。

それと、今回の「うれしかーど」にしても、とにかく人件費と時間はかかるんじゃないかと思っております。不透明というか、見えない、店舗数が確実に増えればいいんですけども、それまでに集まらなかつたらちょっと大変なことになるんじゃないかなと思いますので、その点について、今後本当に100店舗、加盟店を増やすためにどのような努力をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

あわせて、加盟店の増対策はどうしているのというお尋ねかというふうに思っております。実は、3年度の第1号補正で、この「うれしかーど」のポイントを付与するためのタブレット端末の費用を300万円、予算を計上させていただいて可決をいただいております。この点がございましたので、5月だったかと思いますが、観光商工課のほうと嬉野市商工会とのほうとで、いわゆる小売店舗等、あと理美容店とか、そういった従来からこのポイントカードに入っていらっしゃる業種のところに、既にお願いをして回っております。その中で、先ほど申しましたように10店舗、事業所ほど、加盟していいよというお返事をいただいたというところでございます。

今回こういう形で補正を計上させていただいて、具体的に18歳以上の市民の方お一人に

5,000円相当のポイントを付与するということでリリースいたしておりますので、今後そういうお一人当たり5,000円の、各個店でしっかりと取っていただくために加盟があるのかなどということに期待をしつつ、なおかつ5月に行いましたように、再度、観光商工課、嬉野市商工会のほうと連携しまして、加盟店増のための取組は行ってまいりたいというふうに考えております。100店舗を一応目指して、そこは頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

ちょっとダイレクトにお尋ねしますけれども、嬉野町のほうは、商店街等もあってお店も多いと思うんですよね。塩田町の場合が、このような小売店というのが、飲食店等も含めて嬉野町より少ないと思うんですけども、塩田町のほうでこの「うれしかーど」が使えるお店を今後増やすとして、何店舗ほどできますかね、それが最後の質問です。塩田町の方々が、やはり嬉野町まで来んと使えないという形になってしまふんじゃないかなというところをちょっと懸念しておりますので、塩田町のほうで大型店舗を含め、どのくらいの事業所があるのかなと思って、それを質問します。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

塩田町のほうでなかなか小売店舗はないじゃないかと、どういったところがというお話かというふうに思っております。

いわゆる日用雑貨の小売店舗はもちろんですけれども、そのほかに料飲店、お食事ができるところも、嬉野町のほうでも既に数店舗入っていらっしゃるところもあると。塩田町域においては、そういったところに働きかけを5月の時点でもいたしましたし、また今度も行ってまいりたいと。

あと、塩田町のほうの商店街に加盟していらっしゃる店舗についても、ぜひぜひ働きかけをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

私も、ちょっと気になるところを質問させていただきたいと思います。

まず、このポイントカード活用事業を成功させるための必要条件というか、全体的な条件としては、先ほどの議員もおっしゃったように、塩田町とか吉田町の店舗を拡大させること、これは必ず必要だというふうに思います。もう一つが、ポイントカードの市民への普及を徹底しなければいけないということが重要だと思います。

先ほど大型店舗の話もありましたけれども、まず気になったのは、この「うれしかーど」を利用する方は1%分のポイントを付与されるということになっとですかね。そしたら例えば、大型店舗は多分何千、何億の売上げがあると思います。そのポイントをその分、付与しなければいけないと。通常の小さな店舗やったら何十万の売上げで1%のポイントでその分を手数料として、売上げが、そのポイント利用分が返ってくるというふうになりますけど、そのポイントを、大型店舗でもこの分のポイントを付与してくださいと全部現金で支払っている方にポイントを付与したら、その制度自体、どこかで破綻していくんじゃないかなというのがまず1点。その辺どういうふうになっているのかなと。そういうふうになれば、大型店舗は必然的に加入をしなくなるんじゃないかなと。そしたら、利便性も低下していくと。その辺の精査をちゃんとされているのかなというふうなことが1点。

それから、この実施主体が嬉野市商工会の予定ということありますけれども、この「うれしかーど」の主体は、そもそも嬉野温泉商店サービス会で事務とかもされていますけれども、今回に限って嬉野市商工会をされているのか、今後どういうふうな制度設計を考えているのか。実際、事務を担当されている方とかに話を伺うと、大変だと。今は店舗数も少ないのでボランティア感覚じゃないですけれども、できるけれども、そういった市内全域で普及して利用が一気に集中した場合に対応できるかどうかということで、そういった事務は今後どういうふうにされていくのかというのが1点。

そういった場合に、民間の「うれしかーど」というのを市が——実施主体は嬉野市商工会ということですけれども、市が代わりに普及とかいろいろ事務をされると思いますけれども、その辺の普及を代わりに誰がするのかとか、どういうふうに計画を持ってくるのかとか、まだ不明確な部分がたくさんあるので、そこはきっと——一般的の民間と連携協定を結んでいろいろ事業をされると思いますが、そういった連携協定なんかをきちんと結んで文書でこういった形で進めていくというのをしない限りは、店舗側も、皆さんも、事務をされる方も、不安なまま、本当にこれでいいのかと思いながら、実際自分たちに責任を押しつけられないのか、そういったことも不安があるので、そういった連携協定みたいなのを結んだ上でしなければいけないんじゃないかなというふうに思っているので、その辺どういうふうに協力しながら事務を進められると思っているのか、そういったことを聞きたいと思います。

あと、細かい点なんですけど、景品で商品券というふうなことを書いてありますけれども、その商品券はどういったものなのか。

それと最後に、新規加入者は、住所、年齢が確認できる身分証明書を持参ということです

けれども、家族で、例えば家族分も1枚に付与していいのかとか、そういう細かいところはどういうふうにされるのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

ちょっとお尋ねが多うございまして、漏らした場合はすみませんが、再度お尋ねをさせていただくかもしれません、お許し願いたいと思います。

まず、売上げが大きいところにつきましては、いわゆる経費が大きいんじゃないかと。そうすることで、このポイントカード活用事業自体がうまく回らなくなるんじやないかというお尋ねをいただいたかというふうに思っております。

議員御発言のとおり、100円につき1ポイント、1%のポイント付与ということになっております。この1ポイントにつきましては、サービス会から1ポイントを1円60銭で購入いただきて、1円はお客様に付与と、60銭が嬉野温泉商店サービス会のほうに入るという仕組みになっておると。確かに、もともとの売上げが大きいところにつきましては、当然それなりの経費もかさんでまいられるものというふうに思いますが、今回のこの5,000円相当のポイントにつきましては、各個店に費用負担を求めるところはございませんので、まずはその5,000円をしっかりと各個店で取っていただくと。いわゆるお客様が5,000円相当のポイントを使っていただくように、お店の魅力を十分発信していただくと。また、市民の方も、こういう店があったんだということで認識していただく機会になればということで考えておりますので、あの5,000円相当のポイントの使用後につきましては各お店の経営判断の部分になつてまいるかというふうに思っております。

このポイントカード活用事業が市内で広まってまいりますれば、当然、ポイントが一定たまれば、市民の方はそのポイントでもって買物をされたりサービスの提供を受けられるということになってまいりますので、またそれも、いわゆる経営力のところなのかなというふうに思っております。

それと、嬉野市商工会主体になっておるがということですが、先ほど議員お聞きになったということですが、確かに、この嬉野温泉商店サービス会の事務のほう、実質無報酬で役員さんがされてあるというふうに聞き及んでおります。御自身の営業をしながらということで、一定の御苦労があるものというふうなのはお聞き及びをしているところでございます。そういう点もございますので、嬉野市商工会のほうのバックアップをしていただきたいということもございまして、嬉野市商工会のほうに補助金でお流しをして、嬉野温泉商店サービス会のほうに取っていただくという設計図を描いておるというところでございます。

「うれしかーど」を何で市が普及するのというお話でございましたが、今回、先ほども申しましたように時間の短縮、経費の圧縮を目指しに、今回「うれしかーど」のほうに5,000円

相当のポイントを付与するということでお示しをしておるところです。このほか、他の部課の事業につきましては、いわゆる健康マイレージ事業ですとかがございます。そういうのも今後、こういうポイントで還元をさせいただくと。または、各種ボランティア活動に対して一定のポイントを付与するということで、市長が記者発表で行いましたように、市民のカードということで育てていきたいという思いもございまして、今回、店舗回りも、市役所も一緒になってさせていただいたというところでございます。

あと、連携協定が必要ではないかというアドバイスでございますので、そこはちょっとまだ成果には至っておりませんが、そこはいずれかの形で文書的なものは交わしをさせていただきたいというふうには認識をいたしております。

それで、景品の中で商品券があるがということですが、冒頭の合同常任委員会で御説明いたしましたが、一応、宿泊券等という話が記者発表のときにあっております。ただ、具体的中身につきましては、ここに検討中ということで商品券、宿泊券、特産品などと書いておりまして、また今後詰めていきたいというふうに思っております。ただ、地元での商品券ということになると、商店街の商品券あたりが候補として上がってくるのかなというふうに思っております。

また、家族分のポイント付与についてということですが、基本的には市民の方お一人に1枚のカードを持っていただくと。そこに今回、5,000円相当のポイントを付与するということになりますので、お父さんの「うれしかーど」にお子さん方の分を加えて1万5,000円ポイントを付与するという形にはなってまいらないということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

簡単にですけど、そしたら、一定期間「うれしかーど」の加盟店として登録をして、一定期間終われば解約みたいな、そういうことも想定されるんですけども、それでも十分大丈夫ということになるんでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

この「うれしかーど」につきましては、原則が加入預り金を嬉野温泉商店サービス会さんのほうが取っていらっしゃいます。これは5万円ということになっております。これは加入金とは別に5万円を頂かれると。これは5年間、継続してこの「うれしかーど」に加盟をされておられれば、5年後には満額をお返しするということで規約が定められております。ただ、今年度につきましては、これを3年間の3万円ということで嬉野温泉商店サービス会さ

んのほうが展開をなさっておられるということです。なので、5万円、もしくは3万円をしっかりと手元に戻すには、所定の期間は加盟店としてあっていただくという形になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

もしされるのであれば、塩田町とか吉田地区とか、そういういた店舗は必ず必要だと思っています。そういういたものがうまくいかないと、後から不公平感、そういういたものがあると思いますので、そこは絶対条件だと思っていますので、そこは必ずしていかないといけないというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、まず、市民の方が使える場所を増やすというのは必須条件というふうに思っております。先ほどの議員さん、そして今回、山口卓也議員さんのほうからも塩田町のほうをどうするんだと、吉田地区のほうもどうするんだというお尋ねがあつております。店舗が少ない地区もございますけれども、そこにある店舗につきましては、まず、ぜひ加盟をいただきたいというアプローチはしっかりとかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

幾らか、私も今までの議員のほうから質問した内容で理解はできているものの、若干お尋ねをしたいと思います。

まず1回目は、先ほど担当課長のほうから、現在、加盟店が36店舗、それで10店舗ほど増えましたという報告を受けました。ただ、今までの現状でなぜ増えなかつたかという分析をされたところ、自然消滅になるというふうなことでもおっしゃられた内容ですけれども、それともう一点、現在4,000枚ほど発行している中で、3,000枚、市民の方が所持されているという状況で答弁をされたわけですけれども、具体的な内訳ですよね。3,000枚のうち、塩田町民の方、嬉野町民の方、どれくらいお持ちなのかということと、川内議員のほうからもありましたように、36店舗の中で塩田店舗がどれくらい、嬉野店舗がどれくらいであるのか。

それともう一点は、トータルして嬉野市内にどれくらいの店舗があつて100件を目標とさ

れているのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

約3,000枚、市民の方がお持ちということで、嬉野町、塩田町の内訳はという話ですが、嬉野町のほうが約3,000枚、嬉野町にお住まいの方がほぼほぼお持ちと。塩田町内にお住まいの方が150人ほどということで嬉野温泉商店サービス会のほうから伺っておるところです。

それと、36店舗の、塩田町、嬉野町の割合ということですが、現在36店舗につきましては、全て嬉野町内の店舗、事業所ということになっております。

あと、100店舗を目指すということだけれども、母数は幾らなのというお話かというふうに思っております。おおよそ400店舗ほどが対象になるのかなということで判断いたしておりますところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

先ほどの所持枚数に関しては塩田地区は150名という状況で説明がありまして、36店舗のうち、塩田町にある店舗というのではないという状況の中で、これは9月から始める事業ですね。今まで、仮に10店舗増えたとしても、それをまだ倍以上、目標値まで上げていかないかんというようなことで、その辺、具体的にこれが増えていかなかったことの現状分析の課題の洗い出しと今後の方向性というのを本当に具体的に考えなければ、ただ「うれしかーど」を作つてポイント付与しますよという状況ならば、一部の市民、一部の地域の方限定になつて、全然全市の対応等ができるない状況になるおそれもあるかなと私は危惧するところであるんですけども、その辺の考え方は今後どうやって持つていくのか。具体的に、やっています、やっていますというような状況で答弁を受けているかと思いますけれども、本当に100店舗、料飲店組合、あるいはほかのお茶組合さん関係とのすり合わせ等々も具体的に何回されたのか。あるいは、これは生活支援と経済対策の一環ですよね。そしたら、タクシー業者、あるいは代行業者、そういうところのフォローも果たして使える制度なのか、そこら辺の考え方、これはどのように考えていらっしゃるのか。そういうところまで踏まえての制度設計を考えられているのか否か、そこをまず聞かせてもらいたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

ここまで結構、店舗の問題というのは皆さん共通をして言われたので大丈夫なのかと。なかなか今、これだけの店舗が加盟してくれますというのは、ちょっとこの議場では言えないということでもありますけれども、感触としては、やはり今後この5,000円分のポイントを市民が持っているという状況でもありますので、前向きに考えていただいている状況でもあります。この加盟店の促進につきましては、当初予算の中で前から準備をしてきたという一面もありますので、地道に——今日議案として可決したからここから用意ドンではなくて、その前から動いてきた部分もあって、その辺の感触も踏まえて、今回議案としての提出をさせていただいたというところの御理解をいただきたいなというふうに思っております。

そして今回、経済対策ということで5,000円分のポイントを付与するということでありますけれども、これからスポーツのボランティアとか、福祉のボランティアとか、健康マイレージとか、そういうものを市民の方に迅速に付与して、なおかつ、地域経済を活性化させるような形での活用を図っていきたいと思いますし、あってはならないことではありますけれども、またこういう緊急経済対策が必要だというようなときにも、迅速にそういったポイント付与で図っていける。

川内議員の御質問の中で、時間がかかるというのは、十分これでも時間がかかっているじゃないかということでもありますけれども、最初にこうしてしっかりと作り込んでいくことで、その後は、その後の第2弾、第3弾とか、また盛り上げていこうと、経済を活性化していこうといういろいろな施策を打つときには、そういった製本印刷の時間であったりとか、加盟店の促進とか、そういったところが必要なくなってくるという一面がありますので、今後のことを考えれば迅速にできる。そしてまた、加盟店のこうした促進も水面下から進めてきましたので、100店舗というのは空約束でも何でもありませんので、我々としては、それに向かって努力を重ねてきたつもりでもありますし、今後も、この9月まで幸いにして少し時間がありますので、そこをしっかりと観光商工課を挙げて営業努力をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

市長の答弁に対しまして若干の補足をさせていただきたいというふうに思います。

議員のお尋ねの中で、関係団体への働きかけはどうしたのというお話があつたかというふうに思います。ちょうど5月が市内の経済団体の総会等が多数開催されております。その中で、役員会なり等で、こういうポイントカード活用事業に取り組むから、ぜひ加盟をしていただけませんかという打診はさせていただいております。役員さん方の中には、協力はした

いというお話をいただいている団体もございます。

それと、いわゆる交通機関の利用は付与できるのというお尋ねがございましたけれども、この加盟の可否につきましては、冒頭御説明をしましたように嬉野温泉商店サービス会のほうで判断をされるということになっておりますので、お尋ねの件につきましては嬉野温泉商店サービス会のほうにおつなぎをして、どうなんだというお話は伺いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

これは7月9日でしたっけ、佐賀新聞のほうに実際に記事が出たという状況で私も拝見しましたけれども、その後、数名の方から御連絡をいただきて、これで進めていくのかというようなことであったんですけども、いや、まだ審議はされていませんというようなところで話をした上でなんですかけども、要は、カードリーダーに関しての設置負担金云々というのは手前のほうでしていかないかんという中で、そういう制度を広めていく中でそこの負担金の補助とか、そういうところまで考えはあるらるのかということと、今後、市民のカードについてのビジョンがもあるならば、これを皮切りに、担当課としても今後そういうふうに使いやすいカードの利用方法、あるいは、これを基にした補助的なものを今後考えていかなければならぬと私は思うところであるんですけども、主要な事業の説明書の中で、その他参考となる事項に当初予算事業費の300万円というのが計上されていますけれども、これは3月の補正のことですかね。それで、恐らくその後この補正をつけてカードリーダーの普及に努められたという状況で、それから動き始めて4か月、今7月ですよね。4か月で実際、新規が10件ぐらい増えたというような状況の中、このようなペースではちょっと遅いんじゃないかなと、この事業をスタートするに当たって。今36件、40件、50件弱が、実際9月に、果たして本当に倍の100件に増える自信があるのかどうか、その辺をもう一回、各関係団体とも具体的な話をしながら、使いやすく対応していただくというようなことを望むところですけれども、その辺、お考えを最後聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

今、議員のほうからもしっかりと考え方という御発言をいただいたかと思っております。

まず、各個店への働きかけはもちろんでございますが、そこに所属される各種経済団体につきましても再度お願いはしてまいりたいと、口幅ったいようですが、ぜひ加盟をしていた

だいて、今回の経済対策、しっかりと各加盟店舗で取っていただくようにしていただきたいということは強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

ポイント付与に関しての説明はほぼ、ある程度内容的には分かりましたけど、このポイントカードの持ち主が、やはり嬉野温泉商店サービス会という形で聞いております。

そういう中にあって、市との話合いの中で、多分、商品券というとも言われてきたということも聞いております。それで、何で商品券としては事業をなされていなかつたのか、そこをひとつお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

御質問の内容につきましては、クーポン券、いわゆる紙ベースの利用券でないのはなぜかというお尋ねかというふうに理解しております。

冒頭御説明いたしましたように、従来、これまでの経済対策につきましては、複製ができないような仕組みを施した紙ベースのチケット、券を配って、それで市内各所でお使いいただくという形で取ってまいったと。これが各事業ごとに、そのクーポン券、チケットを使っていただける加盟店をたびごとに募集をかけなくちゃいけないと。当然そこに一定期間、時間を置いておく必要もあると。なおかつ、先ほど申しましたように、複製不可の仕組みを設けるためには、やっぱりそこにも一定、時間を要すると。

それを使われた後、当然チケットが各店舗に残るわけですが、それを所定の事務局のほうに出していくいただいて後処理を行っていくと。当然そこにも時間を要して、なおかつ人手もかかるてまいるということもございまして、なおかつ、先ほどのもろもろの時間がかかるところにはそれに経費もかかっているということで、国等から頂きました交付金が、なかなか100が100がと市民の方にお使いいただく形を取れないのがこれまで続いてきたかというふうに思います。これを、国から来たお金は極力市民の方にお使いいただきで対応したいということで、今回ポイントカード、ポイントを付与することで対応できいかということで考えた次第でございます。

先ほど市長のほうからも説明がありましたように、今回は一番最初の段階ですので、ここには一定時間がかかるわけですけれども、今後につきましては、ここをぐっと圧縮して対応できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

商品券の場合でも、500円つづりが10枚で5,000円ですよ。これがポイントだと、機械を設置しなければ使えない。今、課長、商品券にしても加盟店を募らにやならんと言われましたが、これは市のほうが、やはり商品券として各市民の方にきちんと5,000円分ずつのセットを、そのうちに1,000円は大型店でも使えます。残りは市内の事業者で使ってくださいという公平性のある形でやれば別に問題ないんじゃないかと私は考えるわけですけど、そこはいかがですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

いわゆる紙ベースの振興券については、加盟店を募るんだろうと、今回の「うれしかーど」についてもタブレット端末が必要なんだろうと、そこは一定、一緒じゃないかというお話をされたんだろうというふうに理解しております。

基本的に、あらゆる事業において、やっぱりこの事業に対応いただけるかどうかというのは、あらゆる場面で問合せをさせていただくことになってまいります。こちらから準備したクーポン券は、のべつまくなし、あちらこちらで使えますよという形は取ってまいれないと。事情で、そういったクーポン券処理ができない店舗もあるかというふうに思いますので、そういう点も踏まえまして、いずれにしましても、事業に参画されるかどうかの確認は必要ということで、今回このポイントカード活用事業につきましては加盟申込みをいただいて、オーケーということになればポイントを付与する、またはポイントで買物をされたときに決済ができる専用のタブレット端末を貸与するという形で対応してまいりることでございます。

この5,000円分ポイントにつきましては、特段、どこでどう使いなさいという成約は設けておりませんが、ただし、どうしてもやっぱり一定のところに偏る可能性が出てまいるかということを想定しまして、ポイントラリーを設けまして、3店舗以上でぜひお使いくださいと。各店舗で使っていただいたら、台紙のほうにはんこを押してもらって、それを3店舗そろったところで送っていただければ、抽せんで景品がお渡しできますという形を取っておりますので、そういう意味では、公平性という意味では、一定担保できているのかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

商品券にしても、分かりやすいように5,000円のうちの4,000円を市内の事業者の皆さんとのところで使ってくださいという形でやったら、その金額が8,500万円ぐらいは当然動くわけですね。

それで、大型店のスーパーで残りの1,000円分を使っていいですよということで、そういう形でちゃんとすれば、市民の皆さんも事業者の皆さんも納得すると思うんです。

この加盟店を募集ということであれば、やはり今全事業者の中の小売店をやっておられる方でこの商品券を使われるから、ぜひ参加してくれと言えば当然参加されますよ。

それで、私が言いたいのは、消費者の使う側からして、おじいちゃんもおばあちゃんも、その商品券であれば、やはりどこででも使える、そういう形が一番望ましいと思うわけですね。子どもたちもまた、18歳以上に1人1枚じゃなくして、そこでお父さん、お母さんと行って当然使える、そういう形がやはり公平性があるんじゃないかと考えるわけですけど、そこはどのようにお考えなんですかね。（「ちょっと、暫時休憩してもらってよかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時8分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

商品券にするのか、ポイントにするのか、当然そこはそこのメリット、将来的なところまで踏まえて考えた結果、ポイント事業のほうが実入りとして市民の受取り側も多い、そして、今後のことを考えると、即そういった経済支援にもつなげることができる、そういった点で優位性が勝ったということで今回はポイントカード事業で行うということになりました。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次の、要するに100店舗以上になったときの事務的なことは、それはどっち、そっちですか。

○市長（村上大祐君） 続

お答えをしたいと思います。

ちょっと1問失念いたしました。

そこら辺のこととも、しっかり今後も嬉野市商工会と連携をしていきながら、当然大きくなったり分の手当て、我々も、あとは自分たちでやってくださいよということには絶対ならないわけですから、しっかり責任を持ってやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員、よろしいですか。これで3回です。（「3回目……」と呼ぶ者あり）終わりました。（「終わりですね」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

複数の議員の質問でかなり理解できたかと思います。

1つは、3月の第1回の補正で300万円出ている分に関して、嬉野温泉商店サービス会の事業の関係で事業補助ということで理解をしてまいりました。

1億1,000万円、今回の追加で出た件に関して、実は先般、市長のプレス発表、新聞等の発表を見られて、複数の事業者さんから個別に私のほうにも心配する声が上がってまいりました。

今回、特に飲食店関係——先ほど課長の答弁では各個店の負担の問題を少しお話しされましたけれども、当然、この説明書も添付しておりますけれども、加入金の1万円と、それから保証金3万円の計4万円が当初の各個店の費用として発生しますよという点が、小規模でお店をやっているところが、そこの経費の支出ということで、その関係のお店の理解が得られるかどうかということで、懸念の声が上がってまいりました。

一方で、商店に買物に行ったときに——私自身も「うれしかーど」を持っておりますので——今回、臨時にこういう政策も考えて市長も発表したところなんだけど、各個店でカードリーダーとか、あれを読み込む端末が要るけんが、今回臨時的な措置ということで、いわゆる生活支援、経済の対策の支援ということなので、この辺が省略してけんとねということを聞いてみたんですたい。そういった間のいろんな手続等がもう少し、今回臨時的な措置で市のほうも考えとることやけど、もうちょっと簡略的に何か取扱いができるかなということをちょっと言ったんだけど、現在加盟されているお店からすればね、そういった初期費用がやっぱり私たちもかかっているし、ポイントを付与することによってその分も売上げが若干減少しているということなので、このポイントカード活用事業のためだけに、後から加盟されるお店がそういう負担が一切ありませんよなんて言われたら、それはたまたもんじゃありませんということで、それは当然なんよね。そういった声も出て、だから、事業そのものには非常に期待をするところなんだけれども、先ほど複数の議員さんからも言葉が出

るよう、例えば少數の代行運転の事業者であつてみたりとか、そういうたところが仮にこういった対象から外れてくるということになつたら、市民向けの事業であるものに関して、いわゆる不公平感が伴つたまま見切り発車をしてほしくないなというのがあるので、この辺の担当課として——100店舗増やすという市長のお考えを表明されていたんですけど、この辺どうでしょうか、市民的に、それとお店的に全くうちは対象外だと。それから、市民の方もああいう買物をしたいけどここでは使われないというような、ちょっと言うぎ制限もかかるくるということでね、その辺がちょっと両方にいいようにというか、納得が得られるような説明というか、対策というのが何かあるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。これは市長のほうがいいかな。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

いろんな方が心配をされているという声を御紹介いただいているんですが、私も発表ということで、この土曜日、日曜日いろんな店舗さんを回らせていただきましたけれども、やはり市民1人5,000円持っているという状況は非常に大きいと。これまでカードの存在は知りつつも検討もしていなかった店舗の中でも、こういうことであれば、しかも今後、健康マイレージとか、いろんなそういった形での継続的なポイント付与の機会もあるというようなことであれば、前向きに検討したいという旨を考えられていらっしゃる。それは結構、地域的な広がりももって、そういった反応もあったということでありますので、100店舗も、先ほども申し上げましたけれども、根拠のないスローガンでは決してないわけでありまして、我々もそれができ得るということで感触を持ったからこそ、今回の議案で上程をさせていただいたというふうに考えております。

ですので、しっかりとそれを実現できるように、市民にとって使い勝手のいいカードにしていくために努力を重ねてまいりたい、そのように思っております。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。森田議員、一般質問にならないように。議案質疑で……

○9番（森田明彦君）

分かりました。いずれにしても、せっかくのいい事業ですので、特に担当課に対しては非常に大変だと思いますけど、事業所のこういった不満、不平、それから心配をかけないで、しっかりと加入金、それから保証金——保証金は3年後には戻ってきますよというようなこともしっかりと伝えて、しっかりと理解を得ていただきたい。

そして、先ほど言うように、加盟店を少なくとも今回の大きな予算を使っての事業なので、不公平感を抱えたままのスタートにならないように努力をしていただきたいということだけ

お願いしておきます。答弁はいいです。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

答弁いいよということでございましたけれども、今、議員からのいろんなアドバイスにつきましては、重々肝に銘じて——多分、制度としては今動き出しているところでございますので、我々が気づかない点があれば、ぜひその声に関しましてはしっかり耳を傾けてまいりたいというふうに思います。

それとちょっと補足になりますけれども、今回、議案を上げるに当たりまして一応9月からというお話で説明をさせていただいております。これは、ポイントを付与する、ポイントを使うときに使用するタブレット端末が8月末に入ればという前提のお話でございます。御存じのとおり、世界的にコンピューター部品が不足していて、なかなかコンピューター機器が手元に来ないという状態がずっと続いている状態です。今回のこの機器に関しましても、確認をしたところ、メーカーのほうからは8月末納入も確約ができないという話で聞いております。精いっぱいの努力はしていただくというふうに思っておりますが、ここで8月末に機器がこの事業自体もちょっと後ろに倒さざるを得ないかなと。スタートに関しましては、極力、新規に加盟されたところにもしっかり機器がそろった状態で、市民の方がいろんなところで使っていただける体制を取った上で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、補足でございます。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

私は塩田町に住んでいるんですけど、執行部のほうは塩田町に住んでいる方はちょっと少ないとは思います。先ほどの同僚議員へのお答えの中に、塩田町に住んでいる方の「うれしかーど」の発行数は150、嬉野町が3,000ということで1割にも満たっていない、5%程度かなということになりますが、その中をもう少し区別すると、塩田町は大草野地区、塩田地区、五町田地区、久間地区とあるわけですから、大草野地区は嬉野町に近いので、ある程度、商店街としても向こうを利用されているので、「うれしかーど」を作つておられる方は多いかも分かりませんけれども、五町田地区、久間地区、塩田地区は、本当に少ないんじゃないかなと。この「うれしかーど」の浸透が全然こちらは入っていないわけですね。新聞で発表になった後、私のほうにも「うれしかーど」って何やあればと何件か問合せが来るんですけど、あいは嬉野温泉商店サービスでされているカードですよと、それになるように発表されているので、そうなるのかなということで私はお答えしていますけれども、なかなか浸透をしていない「うれしかーど」を塩田町民に浸透させるのは、ここ1か月半ぐらいの期間では非常

に難しいんではないかと私も考えます。

それで、質問ですけれども、塩田町民だけではなくても、ポイント制度と現金を1割ぐらい落としてもいいかと思いますけれども、現金の併用は考えられないか、お尋ねをいたします。現金支給の。ポイントを5,000ポイント付けるなら5,000円分になるわけですね。で、それの「うれしかーど」ポイントの使う道と、もう一つ、市長からの趣意書を入れた封筒の中に現金を入れて、現金をもらえるような両方の選択性はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

いわゆるポイントで取るか、キャッシュで取るか、選択性はできないかというお尋ねかと思います。

まず、いずれにいたしましても、今回申請はしていただく形になるかと。今回のポイント活用事業につきましても、特設会場のほうにお見えいただいてポイントを付与する。もしくは、カードをお持ちでない方はカードを発行して、それに5,000ポイントを入れてお渡しするという形で、その際は申請という形を取らせていただきます。これがさらに現金でということになりますと、多分、まずは申請書を頂いて、御本人さんの確認をして、なおかつ、口座——当然、ちょっと現金でお配りするとなると、現金書留等も相当な高額な費用になってまいりますので、口座振込になってまいるかと思いますが、再三の説明で申し訳ございませんが、そういったそこの時間を今後は短縮をしたいということでの5,000円相当のポイントを付与させていただきますという形で取っておりますので、ちょっと今回、両刀立てというのは難しいかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

現金では非常に難しいということですけれども、市民としては使いやすいほうがいいのかなど私も思いますので、一考にしていただければと思います。今後ですね。

第2点目の質問としてお店なんですけれども、今のところ塩田地区には加入しているお店がゼロという答弁だったと思います。今後、幾らか増やすような努力はされるということですけれども、塩田町民の購買行動を見ると、前のスーパーがなくなったときに、市はお願いをして来てもらったというスーパーです。スーパーでの利用ができないことであれば、なかなか使うところが非常に難しいんじゃないかなと思います。で、スーパーも使えるにしていたらとか、直売所も使っていいよというように加盟店になるというのか、また、コンビニ等も使えますよというようなあれにならないのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

塩田町内における利用店舗につきましては36店舗中にはないという説明をさせていただいだかと思います。5月に加盟をお願いしますということで回ったところ、数店舗、塩田町内のほうからも、加盟していいよというお返事をいただいているところもございます。なおかつ、塩田町の商店街のほうにも当然働きかけをさせていただいております。今回、本議案が可決いただければ、さらに強力に、これだけの予算がございますと、これだけお一人にポイント付与しますということで、ぜひぜひその相当額を取っていただくために加盟をお願いしますという働きかけは強くやっていきたいというふうに思っております。

以上です。（「直売所と、あそこは」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（中村はるみ君）

お答えいたします。

直売所、コンビニ等での活用ができないかということですけれども、塩田地区につきましても、嬉野地区につきましても、今後加盟促進を、この予算がつきましたら1カード5,000ポイント分、5,000円分を付与しますということでの加盟促進ができますので、これまで以上にお店の方も現実味を帶びたというところで検討していただけるのではないかと思っております。

5月に回ったときには、いつ、市のほうからポイントが付与されるのかも分からぬ状況の中で、どのくらいの人が使うのかも分からぬという中で、なかなか検討が難しいという回答をいただいたところもありましたので、今回この5,000円ポイントを付与しますということで、実際に使っていただく市民の方がかなりいらっしゃるということで、また検討材料が増えたのではないかというふうに考えております。

それと、あとコンビニにつきましては、全国展開をされておりまして、今回の事業自体が市内の個店の経済を回すということになっておりますので、コンビニのほうの促進は今回は考えていないところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

塩田町の近くにスーパーが来てもらって、そこのカードを作つておる塩田町民は、ほとんどの方がカードを作つておられると思いますので、そのカードにポイントしてつけてもらえ

たら非常に助かるなという塩田町民のご意見だったです。

あと1点、カードカードとカードばかりになり、財布の中に入り切らないようになって、もう大変なんです。今から先、デジタル化で携帯の中にアプリとして入れてもらえば、何もカードを持っていかなくていいし、非常に助かると思うんだけれども、そのデジタル化、アプリ化は今回何も考えていないのか、将来的にも考えていないのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今回の予算の中にはそういうものは一切気配として表れていないわけでありますけれども、議員のおっしゃるとおり、やっぱりこういう時代ですので、デジタルを踏まえたところのアプリというのもしっかりと考えていくべきことだろうと思います。市民カードとして定着をしていけば、その次の段階としてはそういうアプローチ化をすることで、お店の特売情報とかがプッシュ機能で来るようになったりとか、また、観光地としてよそから訪れた方にもアプリというのを提供することによって、そういう効果的な店舗の回遊とか、そういうお得な情報というのを機能的に配信できるシステムにしても有用だと思っておりますので、今後そういうところを——実際そういった先進地もありますので、そういうところのリサーチも含めて検討をしておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

多くの方から質問をされて、私なりの質問事項を掲げていましたけれども、消化した分もありますので、残りの分を確認したいと思っています。

まず、この「うれしかーど」ですけれども、これはここにありますように、嬉野温泉商店サービス会が運営しておるわけでありますけれども、やっぱり地域に根ざした方々が長年この「うれしかーど」を持ちながら、各店舗で店主といろんな方とお話しをしながら買物を楽しみに行かれた愛着のある「うれしかーど」であります。そういう歴史があるこのカードなんですけれども、その中に今回、新しい形のを増やしながらということであります。

そういう中でですけれども、いろんな情報がふくそうをしております。まず大事なのは、我々議員はこの主要な事業の説明書（現物を示す）を基にしながら、議案書も含めてですけれども、見ております。

そういう中で突然、新聞に載ったわけであります。それが、主要な事業の説明書以上に非常に内容の濃い——ただ、内容は確実なのかというのは記者の見方もいろいろあります

で、そういったところはありますけれども、情報として入ってまいりました。

それで、今日配られた「うれしかーどキャンペーン」制度概要（案）の中に、一番私が心配していました実施主体、それが今まで見えてこなかったわけであります。ここに嬉野市商工会を予定として入っております。そうであるならば、私の今回、今までの考え方とか質問事項が変わってくるんですけれども、この商工会を予定は、嬉野市商工会で確認ということで理解していいものか、後ほど答弁いただきます。

もともと、今言いましたように、嬉野温泉商店サービス会が主体でしていましたので、嬉野温泉商店サービス会さんそのものは商店の主さんを含めて皆さん方が一生懸命なさっておられますけれども、どうしても人用とか、いろんな商売をしながらですので、なかなか手が回らないというのがあっております。

そういった中でですけれども、今回こういった新しい取組をすることによって、今ありますところを、今回、嬉野市商工会が推進とか、いろんな顔になって、母体になって進めていかれるんでしょうけれども、これは今回だけなのか、これが終わったら、落ち着いたらまた元の形に戻るのか、まずそれを確認いたします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（中村はるみ君）

お答えいたします。

実施主体はということですけれども、実施主体は嬉野温泉商店サービス会が行われております「うれしかーど」を活用して、嬉野市商工会のほうに補助金を流すということになります。（「実施主体は嬉野市商工会で書いてあったいね」と呼ぶ者あり）今回の予算の分につきましては嬉野市商工会のほうにお流ししますけれども、嬉野温泉商店サービス会の「うれしかーど」のポイント活用事業自体を変更するものではございませんので。今回の予算の分につきましては、嬉野市商工会のほうに補助金として流します。

そして、今回補助金として流す中には、事務費の中に人件費相当分ということで、その部分も含んでおりますので、今回加盟促進をしていきますので、個店も増えますし、利用される方も増えてきますので、何らかの支援が必要ではないかということで、嬉野市商工会さんのほうには支援をお願いしているところでございます。

これは、今回のポイント活用事業に関する支援でありまして、その後につきましては今後の状況を見ながらまた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、この主要な事業の説明書を作るときには、まだ嬉野市商工会という分は確實じやなかつたということで理解していいんですか。それとも、嬉野市商工会さんの確認が取れて、今回のイベントというかな、それに対しての実施主体になつていただきますということで理解していいということですね。分かりました。

それじゃ、今後についてはもう一回、時間を置いてじっくりと検討していきたいと。特に、今、市長がおっしゃられたような健康マイレージとか、いろんなボランティアとか、もちろん非常に新しい時代の転換の中に構想があるわけですので、これの受け皿としてどこをどうしていくのか。その中で、嬉野温泉商店サービス会さんは中にありますので、いろんな面でつながり、連携はぜひ持つていただきたいと思うんです。そこら辺、市長どうですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

つながりを持って、まさに府内的にもそういったところ、各政策担当分野にも今回のポイント活用事業を、観光商工課の事業だけじゃなくて、いろんな事業と組み合わせて、それこそ健康マイレージとか、そういったところで活用を視野に入れているので、おもしろい活用方法を考える、そういった視点を持つてくれということは、部課長会議、政策会議等でも繰り返し申し述べているところでございます。

こうして、市民カードとして定着していけば、逆にそういったボランティアの募集とかも、先ほどアプリの話もありましたけれども、このポイントが今後、500ポイントなら500ポイントもらえますよとかいう、そういった逆の提案といいますか、市民に対しての、こういったボランティアを募集していますよという周知に、今度はポイント活用事業を使っていける、そういった活用も見込めるというふうに思いますので、市内の中でそういうカードの存在というのを何となく常に意識していただけるような仕掛けがやはり今後必要かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

新しい展開に持っていくときに、はつきり言って体制を変えるということになりますので、そこら辺についてはじっくりと、本当にしっかりと協議をしながら、先方さんの意見も入れながら、あんまり突出しないような形で行っていただきたいということでお願いをしておきます。

あと、問題はこの36店舗、それから10店舗増えて46店舗としたときに、100店舗を目指す

ということで目標は目標で、人たちは逆に市長はそこら辺はしっかりと見ていただきたいと、そういたしますということでありました。

その中で主にですけれども、商店街の中での組織だったですからね、この展開をやっぱりそれ以外のところ、塩田町とか、そこにどう持っていくのか、働きかけをしていくのか、これは残り期間少ないんでしょうけれども、ぜひお願ひしたいと思っております。まず、御理解をいただきながらそれに入っていただく、それを市民に伝えていくということになってくると思います。その分の1つと、それ以外のところをどう持っていくのか、推進ですね。加盟への推進を——何人かの質問でも答えられたんでしょうけど、再度お願ひしたいと思っています。

もう一つは、18歳以上の嬉野市民となっております。これが、18歳未満の方を除きますので、ここにありますように2万1,000云々の人数ですね。2万1,000ちょっとの方が該当をするんですけれども、聞いてみると、この方が窓口にお越しいただいて加盟につなげるような形のをしたいということあります。これがどこまで実際可能なのか、そこにどうしても体の問題とか、時間を含めて行かれない方についてどうしていくのか。基本的には全市民が対象ですので、18歳未満は別にしてですね。それが公正になるような形で図って、知らんやったとか、声のかからんやったとかじやなしに、全員に分かるような通知をお願いして、その方が来れるような体制を——例えば1日だけしか開催やなしに何日かに分けて、もしくはその中の仕事内容によって時間を広げるとか、やっぱり集中的に全部の皆さんにまず声かけをして、入られるような形に取っていただきたいと思っています。

ちなみに、隣の鹿島市ですけれども、先般の6月議会でも申し上げましたけれども、「助かつ券」、あれにつきましては、市長もちょっと歯がゆい面もあるか分かりませんけれども、これはまさに利用権なんですね。利用権を郵送で4,000円を2回に分けて送っておられます。その中で、利用する分は全市民なんですよ、赤ちゃんから全市民。子どもさんたちについては、お子さまの助成金、子育て支援あたりに該当もしますのでということの考え方ですね。あと、該当する店舗につきましてはコンビニもありますし、スーパーもあります。しかし、スーパー等々につきましては4,000円のうちの2,000円しか使えないんですね。ですので、そこら辺の格差をつけていますと、紙がいろいろ分けながらしていますということありました。隣が全てじやありませんけれども、そういったところも参考になさったのかどうなのか。特に私が言いたいのは、今回は新型コロナウイルス感染症緊急対策事業です。緊急でありますので、今回の壮大な計画の中に、まず、今の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の利用券、先ほど諸井議員もおっしゃったんですけども、そういった即効性のある緊急的なことをしながら、それで今ありますような新しい展開をじっくりと皆さんと協議しながら譲っていくべきじやなかったのかなと思いますが、そういったことは考えられたのか、確認をします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

今後、推進、いわゆる加盟店への加入推進をどうするかというお尋ねがまず最初にあったかと思います。

再三お話しをしておりますように、まずは今回の議決を頂戴した後は具体的な話がさらにできるかというふうに思いますので、各個店はもちろん、関係の経済団体もろもろを通じて、ぜひ加盟をという形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あと、鹿島市の例をひもとかれていただいておりますが、どうしても家を出れないという御家族がいらっしゃるかというふうに思います。こういった分につきましては、同居の御家族の方でポイントを取っていただくと。ただし、当人さんのカードを持っていらっしゃれば持ってきていただく、お持ちでなければ新たに作っていただくという形でポイントを付与させていただいくと。ただし、その場合は一定の書類をお願いすることになるかというふうに思っております。

緊急案件ですよというお尋ねでございますので、時間にはしっかり意識をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、先ほど申しましたように、機器の都合で、場合によっては日程が後ろに倒れる可能性があるということだけはお含みいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

多くの議員から質問がありましたけれども、そのほかのことでお尋ねしたいと思います。まず、この提案が、どうしてこの臨時会で提案されたんでしょうか。6月議会にはどうして提案できなかつたんでしょうかという御質問と、あと、この嬉野温泉商店サービス会の「うれしかーど」ですけれども、この団体は任意団体と聞いておりますけれども、その任意団体のカードに公的な予算を付与していいのでしょうかという、基本的なことですので、その確認はできているんでしょうかということのお尋ねと、あと、この加盟店を決めるのは嬉野温泉商店サービス会の方が決められるという答弁が先ほどありましたけれども、実施主体が嬉野市商工会。じゃ、例えば、ずっと推進しながらも、最終的な、ここはいいですよ、駄目ですよというその可否のことでしょうかね。加盟店にいいですよとか、決めるのが嬉野温泉商店サービス会と先ほど課長は答弁されたと思うんですけども、そこの確認をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

なぜ6月定例会じゃなかったのというお尋ねをいただきました。

3月定例会中に追加議案で第1号補正を上げさせていただきました。それを基に、5月に加盟店のお願いをしておったということでございます。

そういった中で、約10店舗ほどはいいよというお返事をいただきながらも、先ほど産業振興部長が答弁いたしましたように、なかなか具体的な話が各個店さんにできない状態で、やっぱり各店舗さんもちょっと懐疑的になられていたという点もございました。そういうことで、取り組み中だったので、6月定例会は見送らせていただいたという点。

それと、そういう点を踏まえながらも、やっぱり具体的な話をやっていかないと、加盟店促進、また、先ほど山下議員のほうからもありましたように緊急、急ぐべき案件ということもございますので、今回——もともとうちの課よりも先に今回、臨時議会を招集する案件があるということが伝わってきましたので、これを機会ということで今回議案を上げさせていただいたというところでございます。

それと、任意団体でいいのというお話でございますが、嬉野市商工会のほうを通じて、財務省福岡財務支局佐賀財務事務所のほうに関係法令等についてお尋ねをいただいておりました。そのお答えが返ってきました、これは、いわゆるポイントカードなので、消費者が自分でお金を払って、チャージして、それを使うというカードじゃないと。商品を買ったりサービスを受けたりすれば一定のレートでポイントがつくということで、これをいろいろ成約する関係法令はありませんということで財政当局からはお話を聞いておりますので、特段の支障はないものというふうに思っております。

それと、嬉野温泉商店サービス会のほうで判断というお話はさつきさせていただきました。この事業自体が昭和58年から、最初はシールを一定数集めて、それが1枚満タンになれば1枚幾らで使えますよという形で取り組まれたものというふうに聞いております。いわゆる地域でしっかりと自分たち頑張っていこうよということで取り組まれた事業かというふうに思っておりますので、そういう中で今回、36店舗さんが今いらっしゃるという形の中で、地域でしっかりと経済をやっていこうよという御趣旨で現在もいらっしゃるというふうに思いますので、その観点で御判断をなさるものというふうに思っております。こちらに問い合わせがあれば、当然サポートもしてまいりたいというふうに思いますし、こういった店舗はどうですかというお尋ねは、うちのほうからもさせていただく機会はあるものかというふうに思います。

また、今後の各個店の加盟促進につきましては、業態的にこういったところはどうですかというのは既に5月に行っているところもありますので、再度、嬉野温泉商店サービス会の

ほうとはしっかりと情報共有しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

法的にはきちんと取れているということで分かりました。

その中で、今回の事案ですけれども、目的の中に市内経済の活性化と市民生活支援を図るためとございました。その中で、先ほど同僚議員からもありましたけれども、今回の対象が18歳以上で2万1,638人ということですけれども、もしそういう市民向けの支援策が出たならば、多くの方がしっかりと支援を受けて、多くの支援で経済で回るんだなと思っておりましたけれども、今回の「うれしかーど」に関しては、やっぱり受け皿がたくさんないと、選択の余地も、買物に行ける場所も少ないと思いますので、まず受け皿になる方たちが、本当に難しくなく、簡単になれるのが一番受け皿としていいかなと。

そしてまた、「うれしかーど」を手にした人が、いろんな選択の中で買物に自由に行けるというところがいいと思うんですけれども、そうなれば100店舗じゃなくても200店舗でも目標は持っていただきてもいいと思うんです。そして、先々、市民カードとして使いたいという意向ですけれども、市民カードになるために、例えば「うれしかーど」というのとまた別にポイントカードというのはあるべきじゃないかなというのは私の意見なんですけれども、そういった中で、昨年の9月から、市民皆さんに支援が行くためには商品券などのというのを自分もずっと思っていましたし、言っていました。

そういった中で今回、対象者ということですね。支給方法が会場に出向いてということで先ほど答弁がありましたように、家族で行けない方は何かの書面があれば大丈夫ということですけれども、例えば一人暮らしの方で会場に行けないとかある方たちの対応とかも考えていらっしゃるんでしょうか、お願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お見えいただけない方の対応ということでございますが、まず、特設会場を設けるという話までは御説明をしておりますとおりで、その他の詳細は今後詰めてまいる予定でございます。

例えば、時間的には通常どおり市役所の開庁時間だけで行うのか、例えば土日はどうするのか、平日も、例えば夜まで受けるのかとか、そういった点も、今日以降、いろんな御意見をいただきながら詰めてまいりたいと。極力、市民の皆様がしっかりとポイントを取っていただけの体制を組みながら行ってまいりたいというふうに思いますし、独居老人でお見えいた

だけないという方につきましては、対応を検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今の、対応を今後考えたいということですけれども、例えばよくあるのが、コミュニティ単位で出向いてもらってその手続をするとか、そういうのも考えられるんじやないかなとは思うんですけども、これだけ見ても、じゃ、どうされるのかなというのがまずあって、本当に2万1,638人、一人でも多くの方がそのカードを手にしていただけるのかというのがちょっと疑問でならなかつたんです。

私もこの議案を見て、本当に公平性、平等性が、受け皿の加盟店にしても、カードを受け取るにしても、何か、平等性があるのかなと思ったときに、これまでいろいろ担当の地域の方とはすり合わせというか、話合いはされたと思うんですけども、それ以外の方、加盟されていない方とかの意見聴取とか、意見を聞き入れてもらったりとか、市民の方、例えば「うれしかーど」を持っていない塩田地区の方、それとか、吉田地区もちょっと遠いんですけども——方とかの、まず意見聴取とか、加盟店じゃなくて、「うれしかーど」を持っている方以外の方との調整とかはされていましたでしょうか、そこを最後にお尋ねします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

当然、加盟店以外の方とも事前にいろいろ打合せをさせていただきましたし、いろんな方の声を聞いてやっているというところでもございます。

その結果、現金を渡すのか、商品券を渡すのか、それともポイントでやるのか、いろんな将来にわたってのメリット、そういったところを総合的に判断した結果、今回のポイント活用事業になったということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

いろんな議員からいろんな意見もあったので、ある程度のことは理解できました。

このポイント活用事業、全体的に見て、悪い事業だとは全然思わないですよ。ただ、今回のこのポイント活用事業に関しては、市民に5,000円分のポイントを付与して、生活体制の支援というのがまず一番にあると思うんですけど、それで商店街の支援にもなるし、加盟店

を増やしていく。それで、最終的には健康マイレージとか「うれしかーど」にポイントがついてくるとか、そういったことも分かんないわけじゃないんですけど、いろんなもんがつき過ぎて枝葉がすごく分かりにくいというのが私は実際あって、いいんですよ、多分、将来的にはいいと思うんですよ。ただ、これは正直な話、カード作ってポイントが使えりやいいわけでしょう、今は。その加盟店がたくさん増えればいいだけのことでしょう。ここだけだと思うんですよ、僕。だから、それ以外のことをいろいろ枝葉つき過ぎているから、最終的にそれはずっとどんどん行っていいと思うんですよ。そこが、そういう考え方、もっとシンプルな考え方ができなかつたのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

もうまさに、そういった新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済を立て直すということが一番、商工会支援でもあり、市民の生活支援でもある、ここが核だということでありますけれども、その辺のところが分かりにくい。それは認めます、そのとおりだと思います。あまりにも遠くを見据え過ぎている部分もあるのかなとは思いますけれども、そういったポイントも今回の5,000円で終わりであればそれは商品券でいいわけなんですけれども、やっぱり商品券で配って終わりじゃなくして、その後も、迅速な経済対策とか、市民の社会参画を誘引する一つの消費対策とを兼ね備えた大がかりな仕組みであるということもやはり商店側にはお見せしないと、長いお付き合いがちょっと期待できなかつたのかなという面で、いろいろとっちらかったような形になっていますけれども、議員御発言のとおり、趣旨はまさにそこだと、経済の商工会の支援と、それと市民経済の立て直しというところでありますので、市民に向けてはしっかりと、その辺の分かりやすい説明を心がけてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

あともう一点、先ほどから出ている、先ほど嬉野温泉商店サービス会で可否を決めるって、これは今回1億円を超えた交付金と、あと財調まで使ってということでなっているんですけど、嬉野温泉商店サービス会で可否を決めるということで、ちなみにこの可否を決める基準とかいうものが、国の予算、交付金を使っていて、プラス財調まで使っていると、この予算を使うのに可否を決める基準を、事業をやる人間たちは知らないというのは、これはちょっとおかしいのかなと思うんですよ。この基準、明確な基準、どういう人たちが——も

し仮に、飲み屋はオーケーですよと、居酒屋オーケーですよと、そういういた基準が、ここの嬉野温泉商店サービス会だけで決められるというのが僕には分からない。ここの基準の明確さというのが、最終的にいろんなもめごとにつながっていくのかと思うので、そこの基準が——可否を決める基準、これは嬉野温泉商店サービス会が決めるんですよね。ここが明確な基準があるのか、どういうところがオーケーなのか、そこをお伺いしたいと思います。

（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時56分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

確かに、ちょっと曖昧な書きぶりであったということを率直に認めておわびを申し上げたいと思いますけれども、私どもの想定としては——当然、嬉野温泉商店サービス会の会則の中にもそういういた基準があるわけありますけれども、確かに、この公金を使うという以上は、今、市がいろんな経済対策の支給要件の中にグリーンフラッグ、いわゆる嬉野市でコロナ対策をしっかりとやっていただけいるというそこが一つの基準になってくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ちょっと突然出てきたグリーンフラッグってびっくりしましたけど、そこが基準であれば基準でいいんですよ。ここの明確さって本当に必要だと思うので、そこの明確さだけはしっかりとしていただきたいと思っています。

それで、最終的にこれは先ほど市長が言ったようにつなげていきたいんですよね、これね、最終的にね。ポイントとか、健康マイレージとかにつなげていきたいと言うんだったら、最終的な委託先としては嬉野温泉商店サービス会とかなんとかでも構わないんですけど、この大本の「うれしかーど」の権利というものが市にあって、そこの基準の中で動いていくべきじゃないのかなと、これだけの予算を落とすんだったらですよ。落とすんだったらそうなの

かなと思うんですけど、最終的にボランティアとかなんとかでつなげていくという話だったので、そうであれば、嬉野市がこの「うれしかーど」を買い取るなりなんなりする、権利なのか何なのか分かんないですよ。ここをして、その中で広げていくんだったらまだやりやすいでしょうけど、今のところ商店街の「うれしかーど」というだけの流れの中でやっているじゃないですか。結構これは難しくないかなと思うんですよ。ある程度、嬉野温泉商店サービス会のほうでやるというよりも、市が全面的にどんと何かしらバックアップしないことはかなり難しいと思うので、そこら辺ちょっと——ちょっと一般質問みたいになりましたけど、もう一回、しっかりと再考をしてほしいなと思いますけど、そこだけ伺って終わります。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これは、私も当初はそちらの方向で考えておりました。上峰町なんかは同じように、ポイントをチャージしたものを市民に真っすぐ目がけて送るという形が1回来ていただく必要がないし、全員来ていただく必要もなくて一番いいのかなと思ったんですけど、全く同じ事業を商店街の中でやられているというところを、ある意味では民業圧迫になるという部分もありますので、逆に、既にやられている方のシステムを利用させていただくというところで、嬉野市としてはこの方法を取ったということでありまして、その後については、当然、先ほども100店舗じゃなくて200店舗とか、確かに我々もその後のことを考えるとそれぐらいの目標を目標にしなきゃいけませんので、そうなったときにやっぱり事務負担というものが任意の、今手弁当でやっていただいている部分もありますので、それではちょっと持たない部分もあると思いますので、我々もそういったところの人権費とかの手当てとか、また、そういった人材の確保について最大限の協力をしていくというような、こうやって市の事業としてやった以上は、当然つきまとう責任だというふうに思っておりますので、しっかりとその辺、当事者の方とのそういった負担の割合、そういったところもしっかり御相談をしながら、今後の事業のあり方というものを、当事者を置き去りにしないように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

大体大まかなところは分かったんですけれども、私は、一番はいつもずっと言っていた市民へのそういう支援という部分で、とにかく早くやってほしいという思いですっつといました。今回これが出て、やっと市長してくれたかというのが正直な思いですけれども、これが出て

分については早急にやってほしいというのが正直な気持ちです。

そういう中で、今回の分についてはいろいろな課題が中身についてはあるんですけども、今執行部のほうから説明があったことをしっかりと信じて、今後、これがいろいろな形で課題が出てこないというのを確約していただきたいと。小さな部分はあるかもしれませんけれども、私が一番気になったのは法的にクリアできているのかというのがあったんですが、先ほど、そこはできているということで、あとは、市民にしっかりとこれが行き届くようにしてほしいと。

そういう中で、この今回の制度は取りに来いというような形になっているわけですよね。ここで聞きたいんですけども、これは「うれしかーど」にポイントを付与すると。その時点で、市民はこの会員になるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。そのポイントを付与していただいた人は会員になるのかどうか。

もう一点それと、この2万1,638人ですかね、この人たちにしっかりと届けてほしいというのが私は大きく——来る人は拒まずというそういう姿勢じゃなくて、しっかりと届けるべきだと。もちろん、経済対策の部分もありますけど、私はそういう市民の支援という部分に本当に力を入れてほしいということで今言っているんですけども、ある意味、これは郵送で発送できなかったのか。18歳以上ということであれば選挙権と一緒に一緒ですので、そういう形で名簿はすぐ出るわけで、そこに発送できない——そういうことこのポイントでもいいですけれども、発送できないのかなというふうに、この点もお聞きしたいと思います。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まずは、万全に行き届くようにという御発言でございます。

先ほどほかの議員さんからも独居老人どうするのと、来れない方はどうするのというお尋ねもあっておりました。そこにつきましては、極力、かゆいところに手が届く対応をぜひ考えてまいりたいというふうに思っておりますし、あらゆる情報ツール等を使って、ぜひ取つていただくような周知、PRは確実にやってまいりたいというふうに思っております。

それと、嬉野温泉商店サービス会の規約を拝見すると、加盟店に関しての規定はございますが、カードを持った方に関しましては、特にうたったところはございませんので、会員という形にはなっていないものというふうに判断しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

先ほどの質問の答えと重複する部分もありますけれども、当初は、そういったポイントをチャージしたものを送る、これが一番早いというふうに思っておりましたけれども、既にあるサービスというところで、民業圧迫にならないように、逆にそこに乗せていただくという考え方から、多少そこの手間がかかってくる部分があるわけありますけれども、今回的方式を採用させていただいたというところではあります。

普及に関しましても、我々も最大限努力を図ってまいりたいと思いますし、先日、私も地区的老人会の会合に呼ばれまして、行きまして、今年初めてだと。今、新型コロナワクチンも進んできたということで、老人会を再開するところも出てきたんだなということありますので、そういったところとか、我々からもまちの姿勢だけじゃなくて、やっぱりそういうところにもアナウンスをしていくという姿勢はしっかりとやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

再度の同じようなあれになりますけれども、国がマイレージカード、ポイントカードですね。マイナンバーカードにポイントする。あれをしまして、そこそこマイナンバーカードも進んだと思うんですが、それでも僅かなんですよね。あれはもちろん、若干そのままのあれじゃなくて、プレミアム的なやり方だったんですけども、こういう中で、来れる人はいいですけど、先ほど言いましたように来れない人がいっぱい出てくると。ここはしっかりと後で私もチェックさせていただきますので、どこまで本当に詰めて、ここが行き渡ったかと。ただ単にここまでした分くさんみたいな感じではやっぱりやっていただきたくない。これは市民の税金ですので、しっかりと下ろしていただきたいと、ここだけは強く申し上げておきたいと思います。あとはもういいです。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

現在、塩田町の加盟店募集と、今後、加盟に取り組んでいきたいというようなことなんですが、どのくらいの加盟が出てくるのか、私は疑問に思っております。

それともう一点は、塩田町は、生活圏が全然違うんですよね、武雄市と鹿島市なんです。

ということで、そこに不公平感が生じないのか、それが不満につながっていかないのか、そこら辺が一番心配なんですよね。そこら辺をどのように今後していかれるのか。

それともう一点は、こういった事業というのは、特定業者に肩入れはしないのか。これも心配なんです。そこら辺をどう見積もっておられるのか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

御懸念いただいているところ、しっかり私たちも、塩田町だけじゃなくて、市民全体が使いやすいものにしていくということで責任を負っているというふうに認識をしております。

そういう中で、先ほど議員のほうから経済圏が、特に塩田町は外に買物に行かれる方が多いというのは、まさにそこがこういった市内での経済を循環させていく上で見逃せない要因だというふうに思っておりますし、地域内で消費をしていく、当然お住まいの地域の近くでも消費するお店を増やしていく努力を今もやっていますし、当然そこでも使い勝手のいいものにするのはもちろんですし、嬉野市という一つのエリアの中で買物をしていただく、そこに目を向けていただく、そういうきっかけにもこのポイント活用事業、また、これから市民カードとして定着をしていく中でも図っていく、それが嬉野市的一体感の醸成にもつながっていくんだろうというふうに考えておりますので、引き続き努力をしてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

嬉野市は観光都市ということで以前から電子決済の振興をされてきておりました。その中で、旅館はほとんど入っていると思うんですけども、商店街についてはまだまだできていない。その理由は何かと言えば、要するにシステムの経費だというふうに思っております。要するに、大規模な事業者だとその経費を払っても利便性を向上させることができるので入っているんだけれども、その体力がない方はそこまでいっていないというのが現状だと思います。

そういう意味で、今回この「うれしかーど」、初期負担金、あるいは月々の経費、そしてまたポイント、そこら辺をどう考えるかだというふうに思います。要するに、カードの今後の考え方としてはそれは当然だと思いますし、また今回、大店舗を外したというのは、いわゆる大店舗はもうコロナ禍においては増収増益だと思います。しかし、それ以外のところ

の経済をどう持っていくかというところでこういった形になっていると思うんですけれども、そういう意味においては、やはり使える選択肢、店舗を増やすためにはどうしたらいいかということになる。使う側からすれば、普通の商店を考えてしまいがちなんですけれども、先ほどあったかもしれませんけど、あらゆる職種、飲食店以外でも、例えば運輸関係もありましたけれども、理美容店だと、いろんなところを選択して使えれば、日常の買物以外のところで使ってもらえるということをするためにやっぱり店舗数を増やす、いろんな職種を増やす、これが大事だと思うんですけれども、そのためには、そこら辺の初期投資を含めたいろんなところが難しいのかなというふうに思いますけど、そこら辺どうお考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

現在加盟されてある36店舗を見てみると、先ほど議員の御発言があった中の、例えば、理美容店も既に加盟をされておりまますし、飲食店でも、いわゆる通常のお食事どころばかりじゃなくて、お酒を出されるようなお店も既に加盟をなさっておられます。使用者の立場からすると、いろんな場面で使えるというのは、確かにうなづくところかと思いますので、先ほどから100店舗、100店舗というお話をしておりますが、ぜひ嬉野温泉商店サービス会のほうとも協議をしながら、使える業態は増やす方向で進めてまいりたいというふうに思います。

例えば、御提案をしているのは、さすがに旅館さんで宿泊費でポイント付与となると単価が高うございますので、それは無理でしょう。ただし、旅館内のお土産売り場、もしくは立ち寄り湯、こういったところでポイント付与をしていただけませんかという御相談もしております。こちらで考えるポイントを付与していただく場面も、あのパターン、このパターンをお示ししながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

先ほどから議論の中で、嬉野町、塩田町では店舗数の違いがあるので不公平感があるというような話がありましたけれども、例えば一般の食材の買物だと、を言えばそういったところもあるかも分かりませんけれども、例えば自動車修理工場だと、いろんな業種の中でこれを全て使えば、何らかの場面で使えば、それは役に立つと思うんですよ。そういう意味で、いろんな職種、業態に広げた勧誘をしていただきたいということだけお願ひしたいんですか、お答えお願ひします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

議員御発言の点につきましては、しっかり肝に銘じて対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

ちょっとお尋ねします。

今回のこのポイント活用事業に関して、皆さんからいろんな質問が出ておりますように、みんな経済対策というのを期待されて、簡単にしてもらえるもの思つとったら、なかなか——この事業は多分、うまくいったら物すごい新しい企画で評価されるんじゃないかなとも思います。ただ、やっていくには難しいところをクリアしていかんといかないから、努力、大変だと思いますけど、1点だけお尋ねしたいと思います。

今回、「うれしかーど」の5,000円分のポイント、これは有効期限というのはあるんですか。ただ、このカードを見たら2年間と書いてありますよね、ポイント付与の。せっかくポイントをつけてもらっても、いつまでに使わんぎいかんとかそういうのがあって、結局消化できなかつたりしたら何の意味もないからですね。その辺のところはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（中村はるみ君）

お答えいたします。

ポイントの有効期間としましては、嬉野温泉商店サービス会のほうで2年間としてあります。その2年間の捉え方は、ポイント付与してから後、何もしない場合、一切利用をしなかつた場合が2年間で有効期限が切れるということですので、今回付与したポイントで何らかの形で使っていかれれば、有効期限はずつと2年間ずつ延びていきますので、なくなってしまうということはないと思っております。何も使わなかった場合が発行してから2年間ということになります。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで歳出第7款、商工費、1項、商工費についての質疑を終わり

ます。

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 財産の無償貸付についてについて質疑を来います。質疑ありませんか。  
山口政人議員。

○13番（山口政人君）

この無償貸付、これに条件はつけてあるのか。

そしてもう一点は、こういったものについては契約をする必要があるというふうに思いますが、契約書の案を前もって議会に提示はできなかつたのか、そして今後どうするのか。その3点をお願いしたいと。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回、契約につきましては借地借家法の第22条に規定されます一般定期借地権設定契約、こちらのほうを行う予定でございます。そういった意味で、条件としては、定期借地ですので、期間満了後に更地での返還であるとか、そういった法に基づいた条件というのは具備されております。

それと、今後の契約につきましては、今最終的な調整を行っておりますが、月内のうちに、公証役場において公正証書による契約を締結する予定でございます。契約書の中身につきましては、まだ最終的な調整段階でございます。

それと、一般的なひな型に基づいて契約を進めているところですので、詳細な内容につきましては今のところ申し訳ございませんが御提示できないということになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

今後、契約が済んだ段階で、その契約書を議会に開示できるのか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

こちらにつきましては、市の正式な契約となりますので、所定の手続を踏んでいただければ公開することになろうかと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

今日頂いた資料で分からぬ点をお伺いしたいと思います。

民間整備の①のほうは事業用の定期借地設定契約を今後すると。今回の民間整備の②のほうは一般定期借地権設定ということで、事業用と一般定期と違いますけれども、その違いと、金額は今後どういうふうになっていくのかなと。単価の違いとか、そういうものがあるのかなと。

①が事業用であれば、②も何か事業用のほうが普通に受け入れるんですか。そこの違いはなぜあえて、こう違っているのかなというのをお伺いします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、借地借家法の一般定期借地権が法の第22条、事業用定期借地権につきましては法第23条に規定をされているところでございます。

その違いといたしましては、一番大きいのが存続期間。事業用定期借地権につきましては10年以上50年未満と規定されております。一般定期借地権、こちらのほうは50年以上の契約と規定をされております。原則はここに基づいた違いということになります。

以上でございます。（「単価」と呼ぶ者あり）単価という部分で、借地料ということでよろしいですかね。そこにつきましては、市の普通財産の貸付につきましては、行政財産使用料条例に基づいて、土地の評価額の100分の4ということを基本に、それぞれ金額を設定しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

そしたら、①と②でも、単価とか、そういうものには同じような基準で算出をされているということで認識をしてよいですね。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）答弁はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで議案第57号 財産の無償貸付についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時21分 休憩

午後4時27分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

先ほどの議案質疑の答弁で山口卓也議員の質問に対して、観光商工課課長より追加の答弁があります。これを許可いたします。観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

先ほど山口卓也議員からの質疑の中で、今回の嬉野市が付与する5,000円相当の5,000ポイント、これについて各店舗、各個店の負担はないのかというお尋ねをいただいていたかと思います。

今回、嬉野市が付与する5,000ポイントについては、端的に言うと5,000円相当ですので、100分の1というと50ポイント、通常であれば50ポイントつくところなんですが、当初、これはつかないものというふうに思っていましたが、嬉野温泉商店サービス会のほうに確認したところ、ポイント購入でもポイントがつくよということですので、5,000円相当を使われた場合は各店舗が50ポイントを付与することができるという形になってまいります。なので、この50ポイント分は各店舗の御負担になってくるということでございます。

ちなみに、いわゆる1ポイントを1円60銭で購入ということでございますので、60銭の部分につきましては今回1人当たり5,030円というふうに記載しております30円部分が、その50円ポイントをされた場合の付与に対する60銭分の経費を市で見るということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、ここで日程第6. 討論・採決に入ります前に、16時40分まで休憩いたします。

午後4時30分 休憩

午後4時42分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

日程第6. 討論・採決を行います。

それでは、議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（ポイントカード活用事業）について、議案審議

の結果、ポイント活用事業で市民への公平性、利便性、透明性という形で、あと経済効果へのスピード感が認められないと私は判断しました。

その理由として、公平性の点で、ポイントカードをもらいに出向かなければならぬこと、また、行けない市民にはもらえないこと、市内事業者が機器を導入しないと利用してもらえないことなど、導入事業者がまた増えたらポイント付与後の事務処理を組合員のほうでやらねばならないという仕事量の処理負担があるということを、この話合いの中でまた市のほうと決定をされていないということ。

利便性と事業の透明性がないということで、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として市民皆様が対象であり、それを受け入れる事業者、嬉野温泉商店サービス会との市と打合せ準備がまだ不十分であると感じます。この経済対策としては、短期集中に商品券による経済対策のほうが、今の市の現状においては効果があると私は考えます。

その理由として、商品券配付は市民皆様の手元に届き、住民サービスとしての安心、信頼が市のほうに見える。市内事業者からも公平性が見える、また、透明性があると思います。

それで、5,000円券の商品券で配付であれば、券の色分けで市内事業者への、たとえではありますか4,000円分の利用、また、大型スーパーでは1,000円分の利用可能として市民の方にも、各事業者の方へでも、その判断と透明性が効果的に分かれます。

そしてまた、嬉野市では、この商品券の早急な配布によって、8月分の商品の需要期等にしっかりと間に合うんじゃないかと考えます。

以上の理由によりまして、反対討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。芦塚議員。

○14番（芦塚典子君）

反対の立場で討論いたします。

現在、嬉野市の経済は新型コロナウイルス感染症による自粛政策で、観光業、旅館、飲食業、それに追随する製造業、農業従事者など、あらゆる業種で経済の低迷が続いております。

このような状況の中で、市内経済の活性化と市民生活支援を図るため、現在、市内で利用されている「うれしかーど」を活用した「うれしかーどキャンペーン」を実施するということで、総額1億2,000万円の予算が今回臨時議会に上がっております。

反対の理由としては、現在、「うれしかーど」スタンプラリーを利用している市民がどれくらいいらっしゃるでしょうか。現在、嬉野町で利用している顧客は約3,000人ということで、この顧客の方たちはポイントを付与されて大いに利用し、経済効果があると思いますが、残りの、この「うれしかーど」を利用したことのない市民、まず、利用の仕方を戸惑うし、今まで使ったこともない人や高齢者が、どこの店で使えるか、どのような利点であるかというのを戸惑って、利用者が少ないと思います。特に、塩田町では「うれしかーど」を普及、

150人くらいということで、それと対象店舗も少ないということです。対象店舗が塩田町に少ないということで、たとえ取扱いを増やしても、入会金、あるいはWi-Fi環境、あるいは月会費等の継続費の費用がかかり、対象商店、あるいは事業者の負担になります。

また、ポイント活用事業においては、継続的にポイントを付与することが、この「うれしかーど」を使い続けて効果を生むことになりますが、一過性に過ぎないと、取扱い店舗、事業者の負担になり、費用だけかかり、経済効果はなくなってしまいます。

今後、ポイントを使い切ったら、高齢者の方はカードをあまり使う機会がないので、置き忘れてしまうことになり、カードの永続性が見えてきません。また、カード集計管理に商店街組合等の嬉野温泉商店サービス会などの負担になるのではないかと考えます。

このような施策により、今まで議会で要求されておりました商品券を、例えば5,000円分配布することが、子どもから高齢者、全市民にとって有効に、即使えますし、近くの商店や直売所すぐに使えますので、困窮した市民生活の援助になり、経済効果が生まれると思います。

全市民に即利用でき、かつ取扱店並びに嬉野市商工会並びに嬉野温泉商店サービス会の負担にならない施策が、経済活性化としての市民の生活支援になると思いますので、今議会の「うれしかーどキャンペーン」は、嬉野市民にとって、特に150人のほかの塩田町の市民にとっても使いづらく、ポイント全てを消化できると言えないと思います。また、維持費もかかります。高齢者には分かりにくい、近くの商店やスーパー、飲食店、理容店並びに直売所で使える事業所が少ないとということで、今回の「うれしかーどキャンペーン」実施は、市内全体の経済の活性化と嬉野市民全体の生活の支援とはならないと思います。よって、このポイントカード活用事業は反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（田中政司君）

ほかに討論はありませんか。増田朝子議員。

#### ○8番（増田朝子君）

私は、議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について反対の立場で討論します。

歳出7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費について。

このポイントカード活用事業は市民に対しての公平公正さに欠ける。

①今回のポイントカード活用事業は嬉野温泉商店サービス会だけではなく、他の事業者、市民の声ももっと聞くべきであり、準備不足で急に物事を行っていると感じます。

②市内経済の活性化と市民生活の支援につながっていないと思います。

令和2年9月議会において、有志議員で発議した議案第62号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）及び今後の新型コロナウイルス感染症対応に対する附帯決議で、市内経

済浮揚策や支援が必要な方の生活を支える支援策、市民に対し、市内で使える商品券を積極的に打ち出していくことを求めて可決いたしました。

これまでの議会において、新型コロナウイルス感染症対策の支援に対しての市長からの提案に大いに期待しておりましたが、残念ながら、市民の方が納得できるような提案がなされませんでした。

今回、臨時会での提案は、本来、嬉野温泉商店サービス会は事業者の自主的な加盟、「うれしかーど」は利用者が自主的に保持するもの、その「うれしかーど」に5,000円分のポイントが付与され、それを使っていただくためには、嬉野温泉商店サービス会に加盟するというシステムは、市民にとって、事業者にとって、公平公正ではありません。また、今回の「うれしかーど」取得には、18歳以上の市民全員に配布ではなく、自分で出向いて手続をするという、これも不公平であります。

今回の事業の目的にもありますが、市民生活支援、市内経済の活性化として、分かりやすく、誰もが潤うような市民全体の商品券配付など、そして、その商品券をどこでも使用できる店舗の公募が、公平公正の支援策と言えると私は考えます。

よって、さきに述べた理由で、議案第56号には反対いたします。

○議長（田中政司君）

お諮りします。討論の途中ですが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ17時15分まで延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、討論を続けます。

ほかに討論ありませんか。山口政人議員。

○13番（山口政人君）

議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論をいたします。

このポイントカード活用事業は、市民に5,000円分のポイントを付与して加盟店で買物をするということですが、そもそも塩田町の生活圏というのは、武雄市と鹿島市が主流なんですね。塩田町に加盟店がない現在では、わざわざ嬉野町までは買物には行かないと。そういったことで、塩田町の人がカードを取得するのは少ないんじゃないかというように思います。

そういったことで、行政というのはやはり不公平が出ない事業をやるべきではないか、そういう理由で反対討論といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

私は、賛成の立場から討論をいたします。

議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論をいたします。

今回、議案審議で15人の方からいろんな質問が出たとおり、現状を見ますと厳しいのは私も重々分かります。ただ、執行部が今回、こういう形で一生懸命やろうとしていますので、一度こういう形でやってみたら、せっかくいいチャンス、いい機会なので、私はこのポイントカード活用事業をしっかり進めてやって、成功に導いてもらいたいと思い、賛成の立場から討論いたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

議案第56号について採決をします。

議案第56号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください

[押しボタン式投票]

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第56号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）については可決しました。

次に、議案第57号 財産の無償貸付について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。

議案第57号について採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

[押しボタン式投票]

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第57号 財産の無償貸付については可決しました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑、討論・採決など、全ての日程が終了をいたしました。

お諮りします。本臨時会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任するこ

とに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和3年第2回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

**午後5時 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 田中政司

署名議員 山口政人

署名議員 芦塚典子

署名議員 梶原睦也